

2021年1月26日
三井住友信託銀行
サステナビリティ推進部

三井住友トラスト・ホールディングスは、2013年12月、人権に関する行動・判断の基準となる「人権方針」を制定し、日々の事業活動や商品・サービスを提供する上で関わる全てのステークホルダーの人権を尊重しています。「人権方針」には、本方針を海外の拠点に対しても適用するとともに、海外を含む投融資先や調達・委託先（サプライチェーン）の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていくことを明記しています。

また、当グループの人権マネジメントは、国際連合人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した体制としており、海外含む全店部・全関連会社に対し人権デューデリジェンスを実施しています。人権デューデリジェンスにおける自己チェック表には、投融資・サプライチェーンで配慮すべき人権問題に関する項目も含まれます。

個別案件に関する回答は差し控えさせていただきますが、今後も、融資先のお客さまへのエンゲージメントを通じて、環境・社会問題に対する認識を共有し、持続可能な社会の構築に貢献して参ります。

以上